

令和3年6月29日

生徒の皆さん
保護者の皆様

岸和田市立春木中学校
校長・生徒指導主任

スケートボード、深夜徘徊等、地域でのルールとマナーの順守について（お願い）

最近、団地やコンビニエンスストア、その近隣の住民の方からの苦情が増えています。
主な内容は、

- ・ 団地内の公園やコンビニの駐車場など、スケートボードが禁止されている場所で遊んでいて迷惑をしている。
- ・ 泉団地、セブンイレブン春木泉町店の状況がとくにひどい。
- ・ スピーカーを使って大音量で音楽を鳴らしている。
- ・ 人数が多いのに雰囲気が悪い。注意したら言い返してくる。
- ・ ひどいときは深夜の3時ごろまで、スケートボードの音や、大音量の音楽が鳴り響いていて眠れない。
- ・ 深夜に集団で集まっている。
- ・ 喫煙している。吸殻や菓子ゴミ、空き缶をあたり構わずに捨てる。
- ・ なぜ中学生が夜中に自由に遊んでいるのか理解できない。

そこで、次のことをご家庭でお子様とともにあらためてご確認ください。

① 大阪府青少年健全育成条例を順守する。

第25条 保護者は、通勤又は通学その他正当な理由がある場合を除き、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間に青少年を外出させないように努めなければならない。

(1) 16歳未満の者 午後8時から翌日の午前4時まで（以下省略）

- ② スケートボードは、禁止されている場所では使用しない。
- ③ 屋外で、スピーカーを使って大音量で音楽を鳴らすなど、他人の迷惑になるようなことをしない。
- ④ 団地等の住民やコンビニ等の店員から注意を受けたときは指示に従う。
- ⑤ 法令を守る。マナーを守る。